

福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営む申立会社について、①平成29年7月から同年12月までに実施した、洗車設備から発生する汚泥の放射能検査費用（ただし、検査の必要性等を考慮して請求金額の5割）及び②平成29年9月に実施した、放射能検査までの間に店舗に滞留した汚泥の現況調査費用（ただし、調査の必要性等を考慮して請求金額の1割）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 検査費用

期間 自 平成29年7月1日 至 平成29年12月末日

(2) 追加的費用（現地調査費用）

期間 自 平成29年9月1日 至 平成29年9月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金2,730,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 検査費用 2,340,000円

(2) 追加的費用（現地調査費用） 390,000円

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立

人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月17日

（仲介委員 飯塚 優子）